

議案第三一號

専決処分事項の報告について

緊急執行を要した昭和三十四年度発生公共土木単独災害復旧事業費に充当のための起債については地方自治法第七十九條第一項の規定により 別紙のとおり専決したので同條第三項の規定により報告し議会の承認を求めらる。

昭和三十五年五月六日提出

三朝町長 坂出 雅 巳

昭和三十五年五月六日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎



議長印

起債 専決処分書

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額 金七百五十万円也

一 起債目的 昭和三十四年度発生公共土木専独災害復旧事業費に充当のため

一 借入先 大蔵省資金運用部

一 借入利率 年一割以内

一 借入時期 昭和三十四年度 但し工事又は財政の都合により起債の全部又は一部を翌年度に
おいて繰越して借入れることができる。

一 償還方法 昭和三十五年より五年以内据置き、爾後二十年内に毎年二回元利均等償還により
償還するものとする。(郵政省 大蔵省にあつては同省の定めるところによる)

但し財政の都合により繰上償還をし又は償還年限を短縮し若しくは低利債に借換
えることができる。

一 償還財源 税収その他一般財入

昭和三十五年三月三十一日専決

三朝町長 坂出 雅 己